

令和8年1月定例会 教育長報告

◆1月の主な活動

- 12日 SHIZUOKA TANKYU COLLECTION (グランシップ) [教育長]
- 14日 緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議 (オンライン会議) [教育長]
- 20日 教育委員会定例会 (清水庁舎) [教育長・委員]
- 21日 静岡市立の高等学校の在り方検討委員会 (清水庁舎) [教育長]
- 27日 指定都市教育委員会協議会 (オンライン会議) [教育長]
- 30日 静岡市食育推進委員会 (清水庁舎) [教育長]

◆2月の主な予定

- 2日 教育委員会定例会 (清水庁舎) [教育長・委員]
- 6日 全国小学校キャリア教育研究協議会静岡市大会 (中田小学校) [教育長]
- 13日 SSH研究成果発表会 (静岡市立高等学校) [教育長]
- 18日 教育委員会協議会 (清水庁舎) [教育長・委員]
- 23日 第78回静岡県書きぞめ展清水地区展表彰式 (マリナート) [教育長]
- 24日 教育長定例記者会見 (静岡庁舎) [教育長]

幼保連携型認定こども園の廃止について

静岡市が設置する幼保連携型認定こども園の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年第162号）第27条第1項の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和8年1月20日提出

静岡市長 難波 喬 司
（こども未来局こども園運営課）

記

- 1 内 容 静岡市立蒲原西部こども園及び静岡市立由比こども園を廃止する
- 2 提案理由 静岡市立こども園の配置適正化方針に基づき、静岡市立蒲原西部こども園及び静岡市立由比こども園を令和8年3月31日に廃止することについて、教育委員会の意見を聴取しようとするものである。
- 3 関係法令 (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年第162号）
(2) 静岡市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則（平成27年静岡市規則第55号）

市立こども園の配置適正化の第4次対象園を決定しました！

～富士見台こども園建替・東豊田中央こども園建替・民営化、 蒲原西部こども園及び由比こども園の廃止～

◆ポイント	静岡市では「静岡市立こども園の配置適正化方針」に基づき、市立こども園の建替・民営化、統廃合等を進めています。 このたび、第4次対象園として「富士見台こども園建替、東豊田中央こども園建替・民営化、蒲原西部こども園及び由比こども園の廃止」に取り組むこととしました。
◆内容	<p>(1) 静岡市立こども園の配置適正化方針（平成28年度策定）</p> 子どもたちの安心・安全で快適な教育・保育環境を整えるとともに、多様化する子育てニーズに対応するため、「民間活力の最大限の活用」、「アセットマネジメントによる資源の有効活用」、「市立園の役割の確保」の3つを基本的な考え方として、市立こども園の建替や統廃合、民営化等に取り組む方針を示したものです。 原則として、毎年度、2～3園程度を目安に、対象園を決定・公表しています。 <p>(2) 第4次対象園各園の今後の取組（※園の概要については、別紙を参照。） （※スケジュールについては、今後の状況により変更となる場合があります。）</p> <p>【富士見台こども園】 ▶市立園として建替 ⇒令和8～9年度新園舎建設・仮設園舎にて園を運営 ⇒令和10年度新園舎にて運営を開始</p> <p>【東豊田中央こども園】 ▶建替・民営化 ⇒令和5年度移管先法人の募集・決定 ⇒令和7～8年度新園舎建設・仮設園舎にて園を運営 ⇒令和9年度民営化による新園運営開始</p> <p>【蒲原西部こども園】 ▶廃止 (理由) 利用者が少なく、周辺の園において、地域の教育・保育需要に対応できると見込まれる ⇒令和7年度末をもって蒲原西部こども園を廃止</p> <p>【由比こども園】 ▶廃止 (理由) 利用者が著しく少なく、周辺の園において、地域の教育・保育需要に対応できると見込まれる ⇒令和7年度末をもって由比こども園を廃止 新たに由比中央こども園に1号定員を設定する</p> <p><参考>これまでの配置適正化の取組</p> <p>1次対象園 新富町こども園の建替・民営化（令和2年4月） 興津南こども園の廃止（令和2年3月）</p> <p>2次対象園 三保・折戸こども園の統合・建替・民営化（令和3年4月）</p> <p>3次対象園 小黒・八幡こども園の統合・建替・民営化公表（令和10年4月予定）</p>

別紙資料 有

イベントカレンダーへの掲載 無

【問合せ】 子ども未来課（清水庁舎9階）
 担当 片山、原
 電話 054-354-2603

市立こども園の配置適正化における第4次対象園の概要

	富士見台こども園	東豊田中央こども園	蒲原西部こども園	由比こども園
所在地	駿河区富士見台 2-11-44	駿河区国吉田 6-7-29	清水区蒲原中 566-1	清水区由比 377-1
建築年	昭和 50 年 (築 47 年)	昭和 53 年 (築 44 年)	昭和 48 年 (築 49 年)	昭和 52 年 (築 45 年)
東海地震の耐震性能及び園舎の状況	Ⅱ ・倒壊する危険性は低い が、かなりの被害を受ける ことも想定される。 ・築年数の経過により園 舎の老朽化が進んでいる	Ⅱ ・倒壊する危険性は低い が、かなりの被害を受ける ことも想定される。 ・築年数の経過により園 舎の老朽化が進んでいる	I a ・軽微な被害にとどまり、 地震後も建物を継続して 使用できると想定される。 ・築年数の経過と塩害によ り施設の痛みが激しい。 ・利用者が少ない。	I a ・軽微な被害にとどまり、 地震後も建物を継続して 使用できると想定される。 ・築年数の経過により園 舎の老朽化が進んでいる。 ・利用者が著しく少ない。
構造／階数	鉄筋コンクリート造 /2階建	鉄筋コンクリート造 /2階建	鉄骨造/2 階建て	鉄筋コンクリート造 /2 階建
利用人数／定員 (令和4年4月時点)	97/140 人	125/145 人	14/50 人	3/75 人
敷地面積	1,860 m ²	2,330.5 m ²	2,123.75 m ² (借地 528 m ²)	2,092 m ²
延床面積	約 886 m ²	1,090.23 m ²	765 m ²	794 m ²
今後のスケジュール	令和 10 年度 新園舎利用予定	令和9年度 民営化による新 園舎運営開始予定	令和7年度 両園廃止 令和8年度 園舎解体	

静岡市立こども園の配置適正化に係る第4次対象園の選定について（蒲原西部こども園）

資料2

令和5年2月16日（木）重要政策検討会議参考資料
【子ども未来局 子ども未来課 こども園課】

1 趣旨・目的

配置適正化の第4次対象園として、**蒲原西部こども園**を選定したい。【令和7年度末をもって廃止】

2 市立こども園の配置適正化の基本的な考え方

子どもたちの安心・安全で快適な教育・保育環境を整えるとともに、多様化する子どもや子育てのニーズに積極的に対応するため、「**静岡市立こども園の配置適正化方針**」に基づき、以下の考え方を基本としつつ、市全体の幼児教育・保育の質の向上を目指して、建替・民営化・統廃合などを計画的に進めていく。

1 民間活力の最大限の活用（民間でできるものは民間で）

2 アセットマネジメントによる資源の有効活用

3 市立園の役割の確保（民間でできないものは行政で）

- (1) 民間だけでは対応が難しいコースへの対応
 - (2) 災害時の緊急保育や避難所としての役割
 - (3) 現場から施策へのフィードバック
- 各提供区域それぞれに、**0～5歳児の定員を有する市立園を1～2園程度配置することを**目指す。

3 選定に当たった際の基本的な考え方

1 対象とする施設：建築から30年以上経過しているなどに特に老朽化が著しい園を対象とする。

※建築年度が古い園が検討していきます。耐震性能、施設や設備の老朽度合なども考慮する。

2 対象施設ごとの対応方針：対象園の周辺地域の教育・保育の需給状況を踏まえ検討する。

- ▶地域の需要に周辺の園で対応できる見込みがある場合 → 統廃合
- ▶地域の需要に周辺の園で対応できる見込みがない場合 → 民営化 又は 市立園として存置

※「市立園の役割の確保」を踏まえて判断

その他に考慮すべき点

- ▶同一区域内の他市立園との相対的位置関係や施設・設備の相違 ▶近隣の教育・保育施設の配置状況
- ▶借地の有無 ▶近隣の市立園との統合の可能性 ▶事業者の応募の見込み

4 蒲原西部こども園の基本情報

所在地	蒲原西部
築年数	清水区蒲原中（由比蒲原区域） 昭和48年（築49年）
耐震性能	I a
利用数/定員（R4.4.1時点）	14人/50人
敷地の所有	一部借地
敷地面積	2,123.75㎡（借地528㎡）
延床面積	765㎡
その他	塙書のため、施設の備わが激しい。利用率が低い。

5 配置適正化の手法の検討

1 「アセットマネジメントによる資源の有効活用」について（統廃合の可能性）

蒲原西部	<ul style="list-style-type: none">・耐震性能は I aであるが、塙書による施設の劣化度が顕著であり、築年数や機械設備の状態などを含めた総合的な検討結果では、早期の対応が必要施設である。・利用者が少なく、また、近隣の保育施設での受け皿が十分に確保されているため園を廃止した場合でも、地域の教育・保育の需要に対応できる。・静岡・蒲原合併建設計画の調書では、蒲原地域の市立こども園について、統合も含め市立こども園の在り方を検討することとなっている。
------	---

2 「市立園としての役割」について

由比・蒲原区域における「市立園の役割」は、旧由比町・旧蒲原町のそれぞれの地域性も考慮する必要があるため、蒲原地域においては、**蒲原東部こども園**を存置することし、地域における市立園としての役割を担っていく。

対応案

蒲原西部：廃止

- ▶蒲原西部こども園については、1号定員が設けられておらず、2号、3号の受け皿は蒲原東部こども園をはじめ近隣園で十分に確保されているため、蒲原地域において新たな定員設定は不要となる。
- ▶園の跡地利用については、「公共施設の統廃合により生じる跡地の処分・活用に係るルール化」に基づき実施する。なお、庁内照会を行った結果、跡地の利用希望はないため、売却を前提とした地元説明を進める。また、一部の借地については、施設解体予定の令和8年度末までに返却で交渉する。

（参考）蒲原西部こども園の利用状況

※令和4年4月1日時点

	施設数	利用率	利用数	定員
由比蒲原区域	8園（市5、私3）	52.8%	293人	555人
蒲原地域	5園（市2、私3）	66.6%	233人	350人
蒲原西部こども園	-	28.0%	14人	50人
蒲原東部こども園	-	68.9%	62人	90人

6 関係先の反応

- ・子どもが減少して利用者が少なく、建物の老朽化が進展し、安心安全な保育環境とは言い難い。園の存続は維持費もかかることから統廃合が望ましい。
- ・地元にはより丁寧な説明をし、地元の意見をよく聞いてほしい
- ・利用者が少ない中で、園が統合されることはやむを得ないこと
- ・跡地がどのようなものか、地域の要望を聞いてもらいたい
- ・意見は特になし

スケジュール（蒲原西部こども園）

R5	R5	R6	R7	R8
2～	4～	7～	10～	1～
◎重政会議 ◎決定・公表	◎重政会議	◎重政会議	解体設計 予備要求	既設解体 ★廃止
				跡地検討

静岡市立こども園の配置適正化に係る第4次対象園の選定について（由比こども園）

1 趣旨・目的

配置適正化の第4次対象園として、**由比こども園**を選定したい。【令和7年度末をもって廃止】

2 市立こども園の配置適正化の基本的な考え方

子どもたちの安心・安全で快適な教育・保育環境を整えるとともに、多様化する子どもや子育てのニーズに積極的に対応するため、「静岡市立こども園の配置適正化方針」に基づき、以下の考え方を基本としつつ、市全体の幼児教育・保育の質の向上を目指して、建替・民営化・統廃合などを計画的に進めていく。

- 民間活力の最大限の活用（民間でできるものは民間で）
- アセットマネジメントによる資源の有効活用
- 市立園の役割の確保（民間でできないものは行政で）

- 民間だけでは対応が難しいコースへの対応
- 災害時の緊急保育や避難所としての役割
- 現場から施策へのフィードバック

各提供区域それぞれに、**0～5歳児の定員を有する市立園を1～2園程度配置することを旨とする。**

3 選定に当たったの基本的な考え方

- 対象とする施設**：建築から30年以上経過しているなど特に老朽化が著しい園を対象とする。
※建築年度が古い園から検討していきます。耐震性能、施設や設備の老朽度合なども考慮する。
 - 対象施設ごとの対応方針**：対象園の周辺地域の教育・保育の需給状況を踏まえ検討する。
▶地域の需要に周辺園で対応できる見込みがある場合 → 統廃合
▶地域の需要に周辺園で対応できる見込みがない場合 → 民営化 又は 市立園として存置
※「市立園の役割の確保」を踏まえて判断
- その他に考慮すべき点**
- ▶同一区域内の他市立園との相対的位置関係や施設・設備の相違 ▶近隣の教育・保育施設の配置状況
 - ▶借地の有無 ▶近隣の市立園との統合の可能性 ▶事業者の応募の見込み

4 由比こども園の基本情報

	由比
所在地	清水区由比（由比蒲原区域）
築年数	昭和52年（築45年）
耐震性能	I a
利用数/定員（R4.4.1時点）	3人/75人
敷地の所有	全て市有地
敷地面積	2,092㎡
延床面積	794㎡
その他	利用率が著しく低く、集回保育にも支障がでている。

5 配置適正化の手法の検討

- 「アセットマネジメントによる資源の有効活用」について（統廃合の可能性）

由比
園の利用者が極端に少なく、集団保育ができない現状を継続していくことは、子どもの教育・保育のあり方としては望ましくはなく、また、近隣の保育施設での受け皿が十分に確保されていることから地域の教育・保育の需要に対応できる。

2 市立園としての役割について

由比・蒲原区域における「市立園の役割」は、旧由比町・旧蒲原町のそれぞれの地域性も考慮する必要があるため、**由比地域においては、由比中央こども園を存置することとし、地域における市立園としての役割を担っていく。**

対応案

由比：廃止

▶由比こども園の廃止に伴い由比地域においての1号の提供がなくなってしまうため、由比中央こども園の定員設定を見直し、1号定員（3～5歳児；各3人）を新たに設定する。
▶園の跡地利用については、「公共施設の統廃合により生じる跡地の処分・活用に係るルール化について」に基づき実施する。なお、庁内照会を行った結果、公園や、災害時の土砂等の集積場所としての土地活用希望があったため、今後、必要性の検討や、地元調整を行う。

（参考）由比中央こども園の定員設定案（※1号認定：子どもが3歳以上で教育を希望）

由比	3歳児	4歳児	5歳児	合計	由比中央	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	20人	20人	20人	60人	2号	-	-	-	20人	22人	22人	64人
2号	5人	5人	5人	15人	3号	6人	12人	18人	-	-	-	36人
合計	25人	25人	25人	75人	合計	6人	12人	18人	20人	22人	22人	100人

由比中央	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	-	-	-	3人	3人	3人	9人
2号	-	-	-	18人	18人	19人	55人
3号	6人	12人	18人	-	-	-	36人
合計	6人	12人	18人	21人	22人	22人	100人

6 関係先の反応

- 地元議員 ・地元にはより丁寧な説明をし、地元の意見をよく聞いてほしい
- 地元自治会 ・利用者が少ない中で、園が統合されることはやむを得ないこと
・跡地がどのようなものか、地域の要望を聞いてもらいたい
- 保護者 ・意見は特になし

スケジュール（由比こども園）

R5	R5	R6	R7	R8
2～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～
10～	1～	4～	7～	10～
1～	4～	7～	10～	1～
4～	7～	10～	1～	4～
7～	10～	1～	4～	7～

【参考】

静岡市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則

平成 27 年 3 月 30 日

規則第 55 号

静岡市が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条第 1 項の規定により静岡市教育委員会の意見を聴かなければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止に関すること。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

議案第25号

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更について

通学区域について、次のように変更する。

令和8年1月20日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設並びに学びの多様化学校の設置に伴い、令和8年度より通学区域を変更及び設定しようとするものである。
なお、当通学区域の変更等については、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会から変更等を適当と認める旨の答申を受けている。

新旧対照表

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

(1) 静岡市立清水三保第一小学校に新設し、静岡市立清水三保第一小学校（知）及び静岡市立清水三保第二小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第一小学校	静岡市立清水三保第一小学校
		静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

(1) 静岡市立番町小学校に新設し、静岡市立番町小学校（自・情）及び静岡市立新通小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校及び静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校	静岡市立番町小学校
		静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校

(2) 静岡市立安西小学校に新設し、静岡市立安西小学校（自・情）及び静岡市立井宮小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校及び静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校	静岡市立安西小学校
		静岡市立井宮小学校	静岡市立井宮小学校

(3) 静岡市立服織西小学校に新設し、静岡市立服織小学校（自・情）及び静岡市立服織西小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校、静岡市立服織西小学校、静岡市立中藁科小学校、静岡市立南藁科小学校及び静岡市立大	静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校及び静岡市立南藁科小学校
		静岡市立服織西小学校	静岡市立服織西小学校、静岡市立中藁科小

	川小学校		学校及び静岡市立大川小学校
--	------	--	---------------

(4) 静岡市立清水袖師小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校（自・情）及び静岡市立清水袖師小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校
		静岡市立清水袖師小学校	静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校

(5) 静岡市立清水小学校に新設し、静岡市立清水小学校（自・情）及び静岡市立清水不二見小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校	静岡市立清水小学校
		静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水不二見小学校

3 学びの多様化学校の新設に伴う通学区域の設定

(1) 静岡市立末広中学校に新設し、静岡市立末広中学校（多様化）の通学区域を設定する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
—	—	静岡市立末広中学校	市内全域の静岡市立中学校

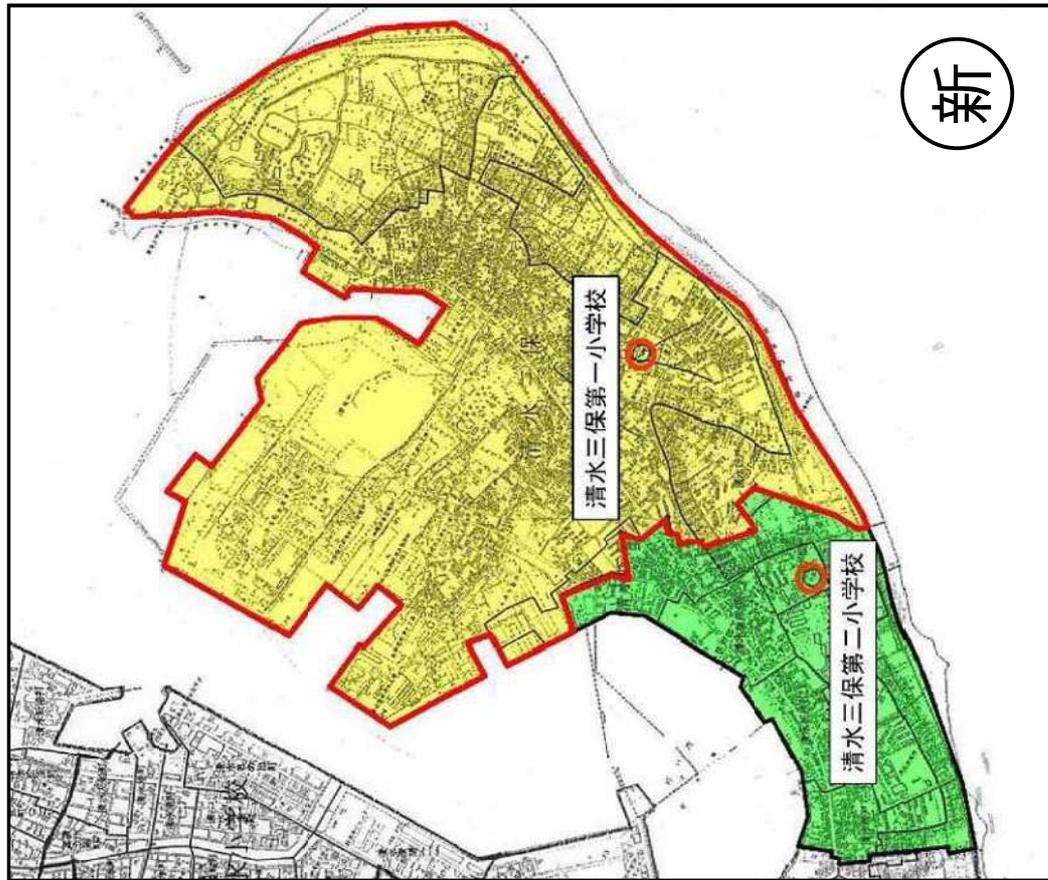
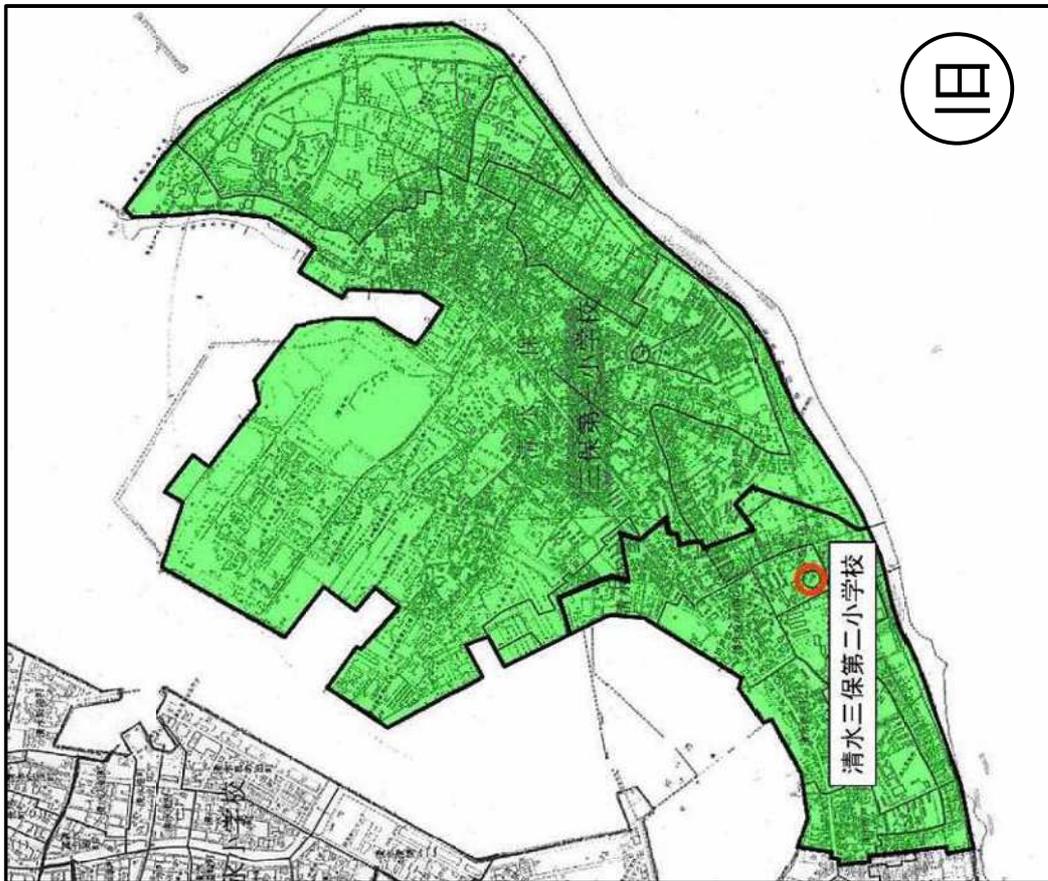
4 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

5 施行日 令和8年4月1日

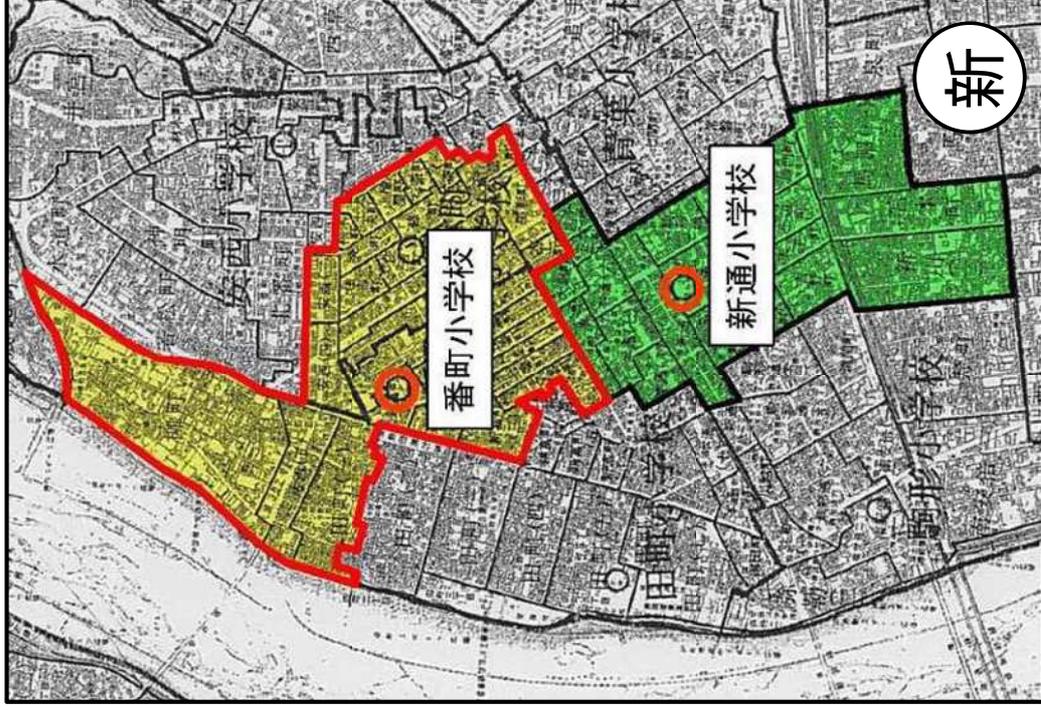
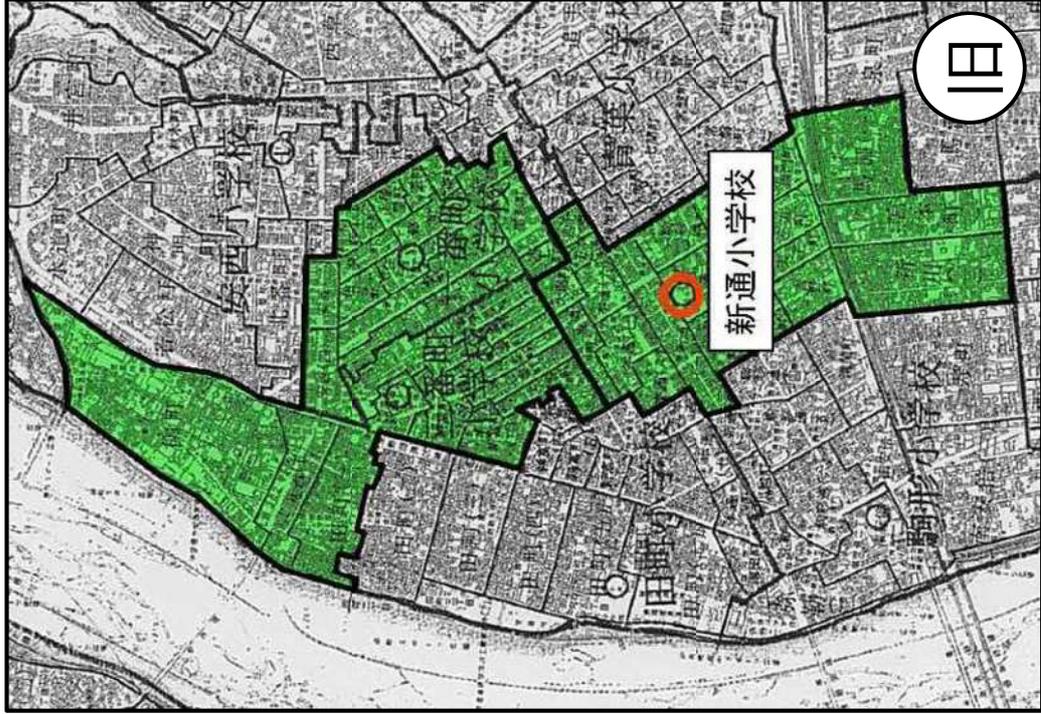
清水三保第一小（知）の新設
(清水三保第二小（知）の通学区域から分かれる)

地図①



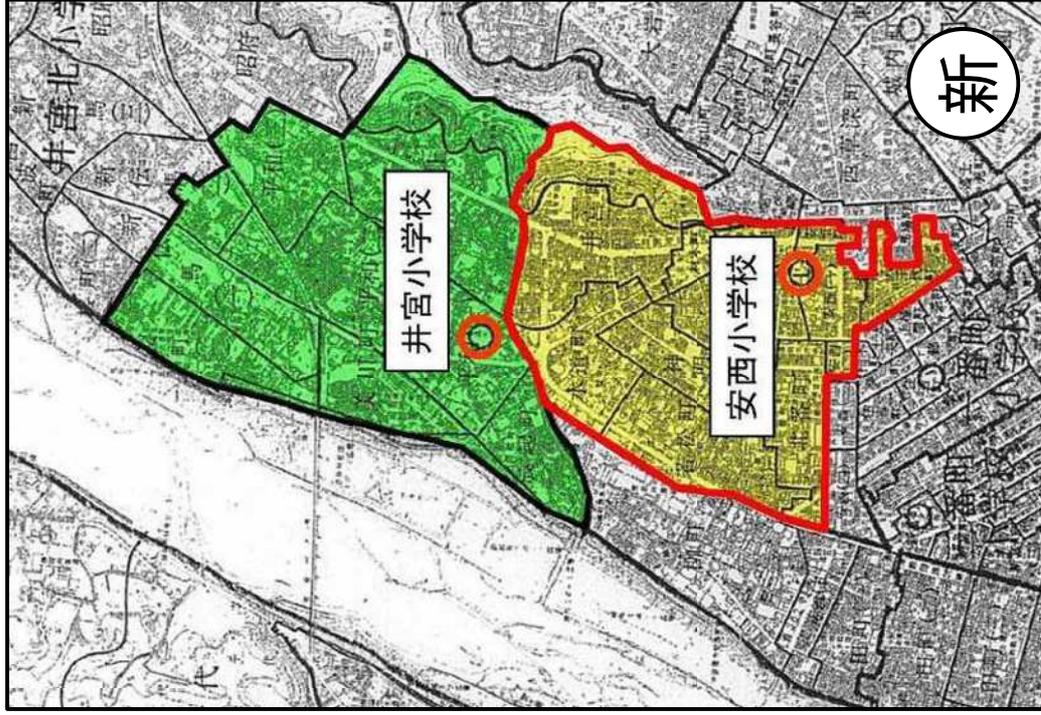
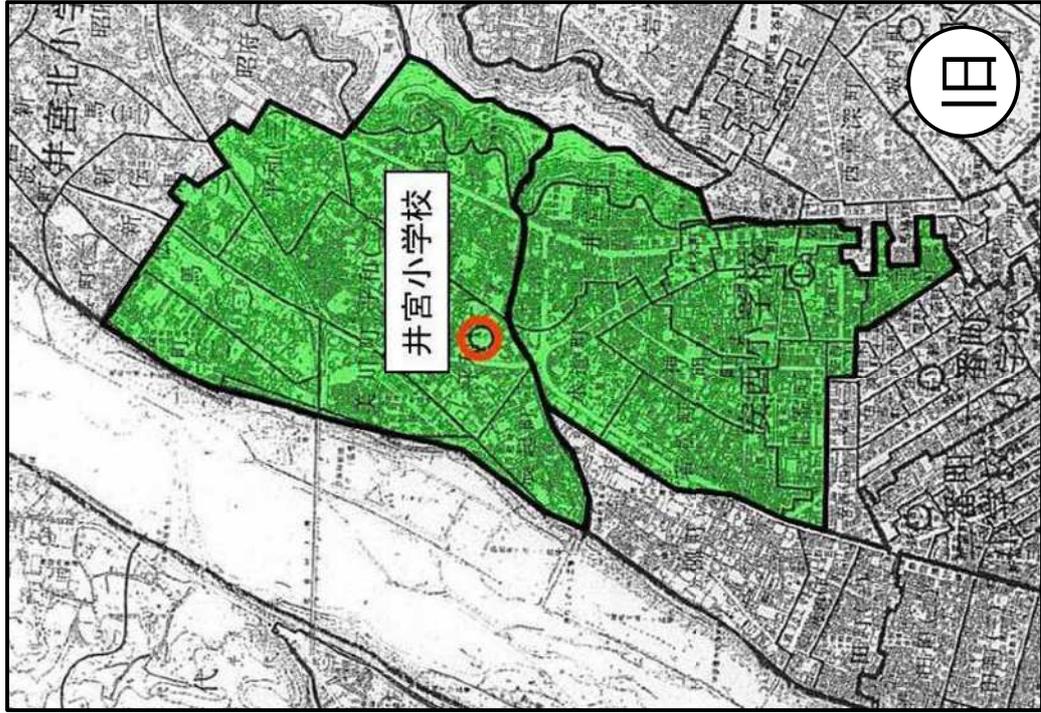
番町小（自・情）の新設
(新通小（自・情）の通学区域から分かれる)

地図②



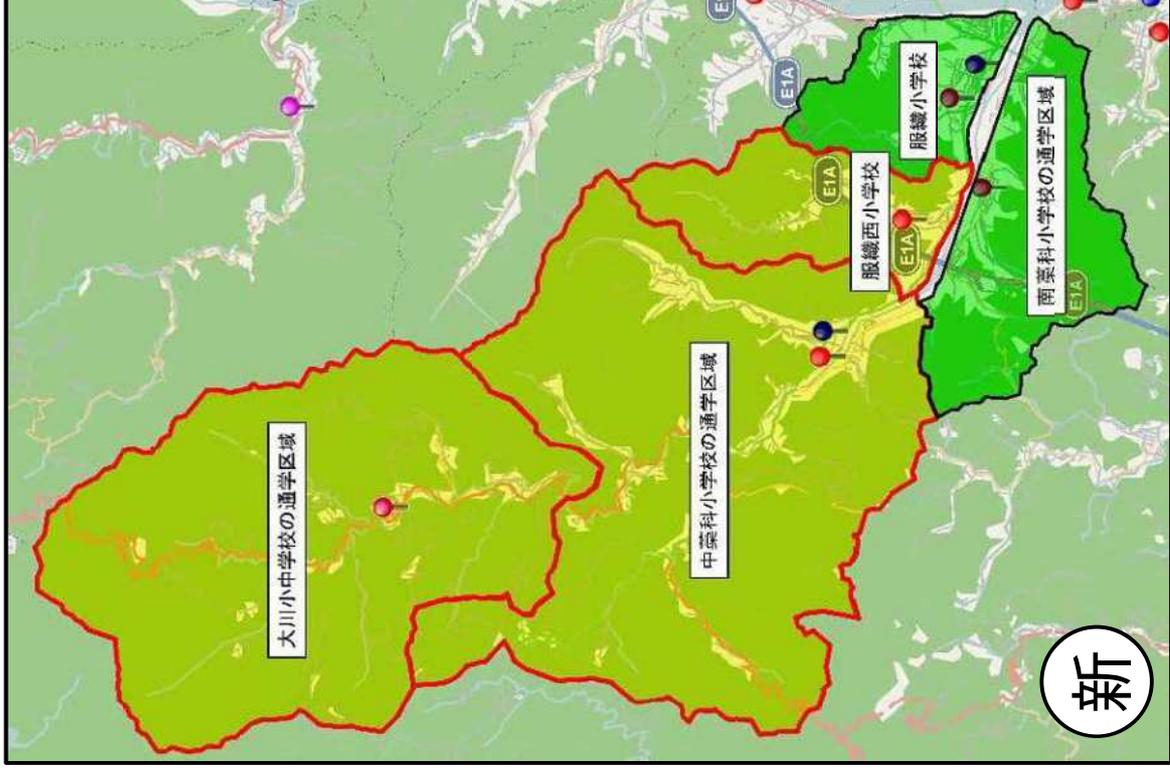
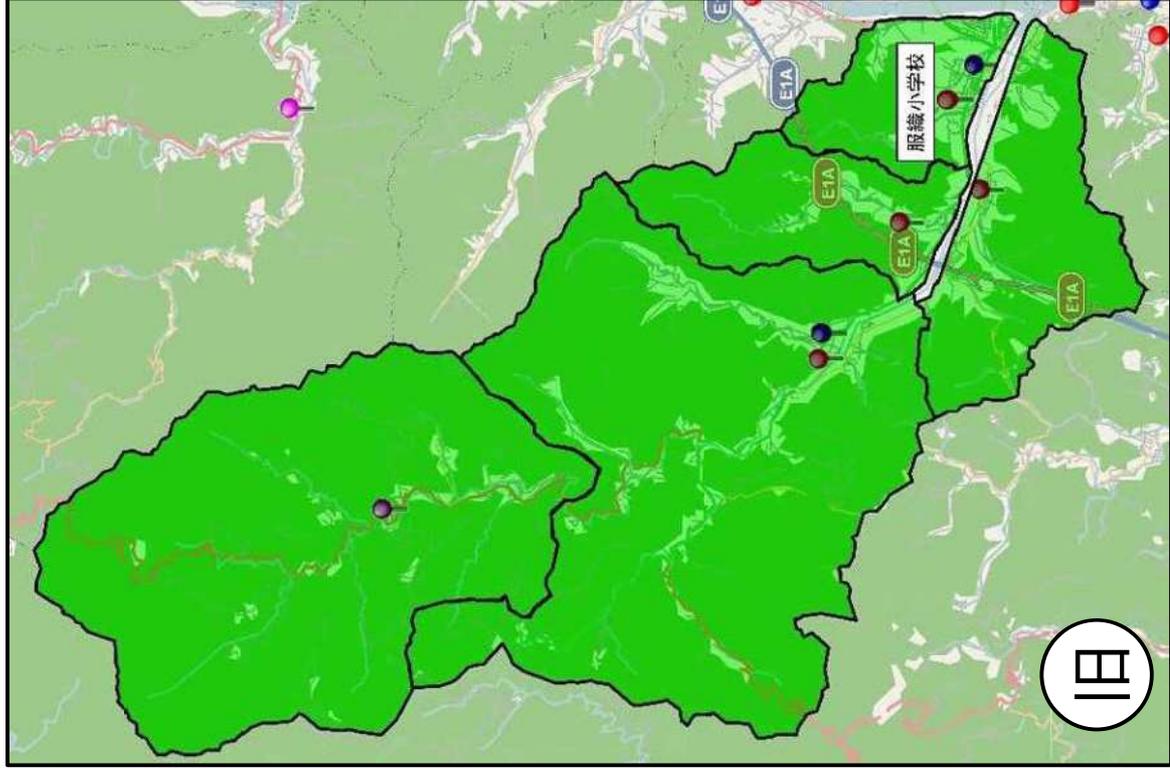
安西小（自・情）の新設
（井宮小（自・情）の通学区域から分かれる）

地図③



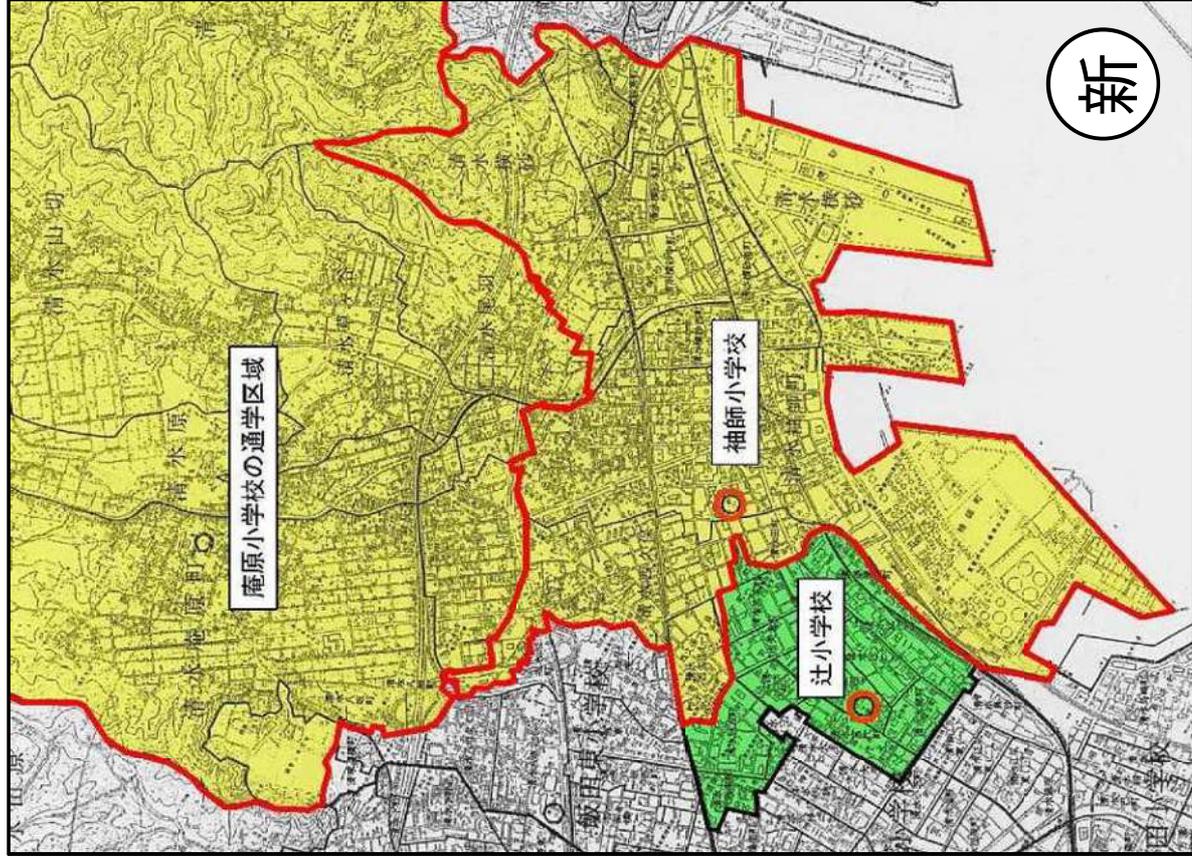
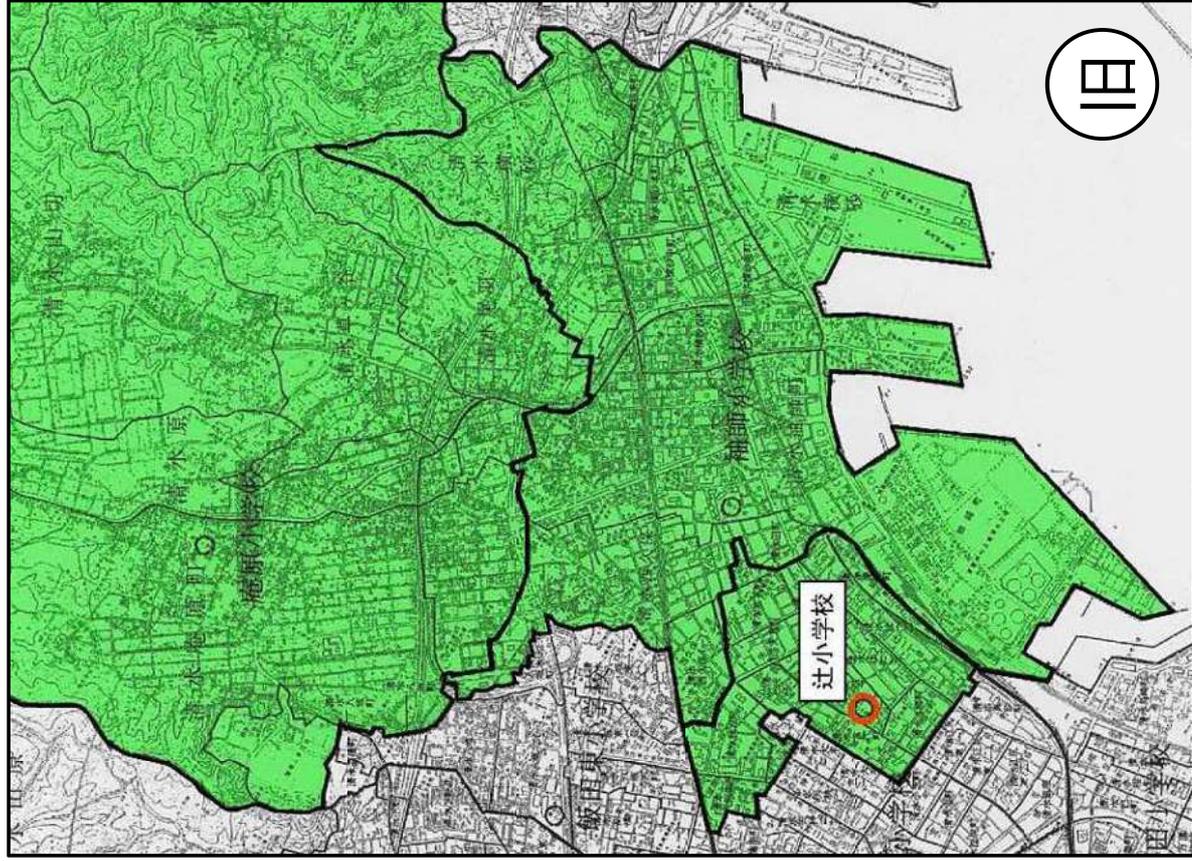
地図④

服織西小（自・情）の新設
(服織小（自・情）の通学区域から分かれる)



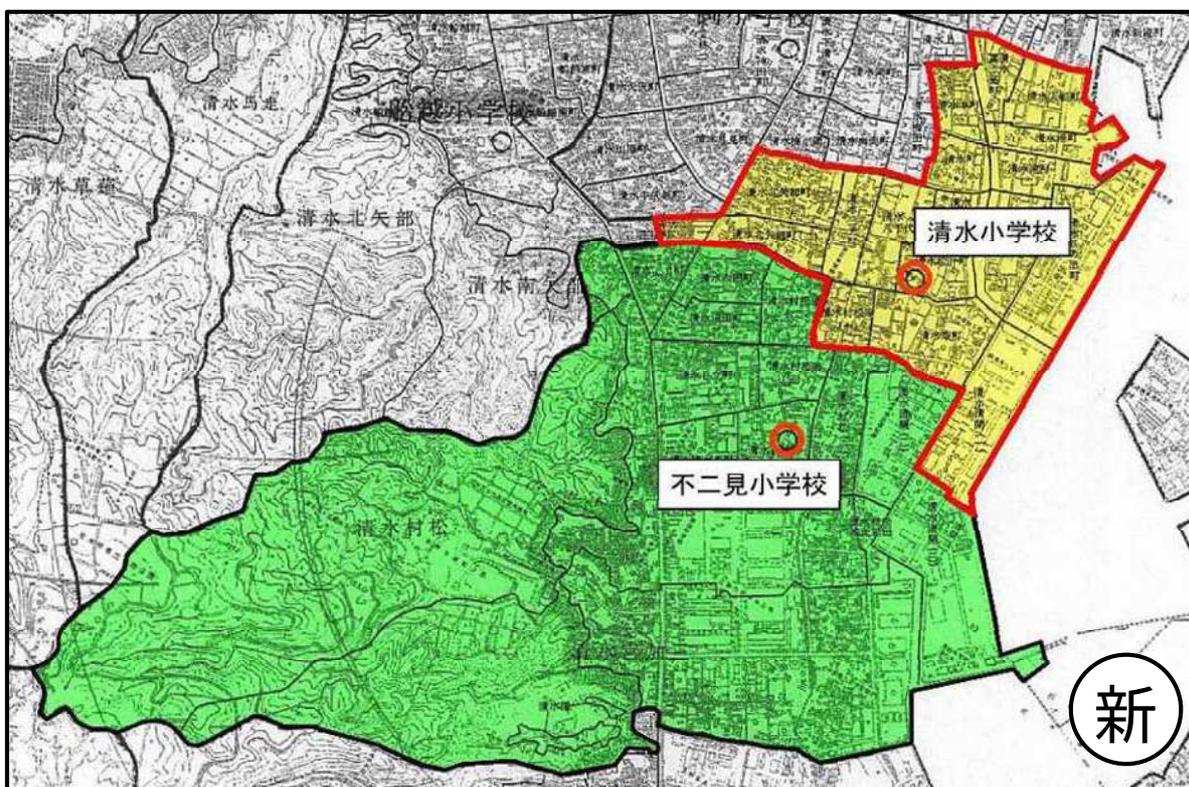
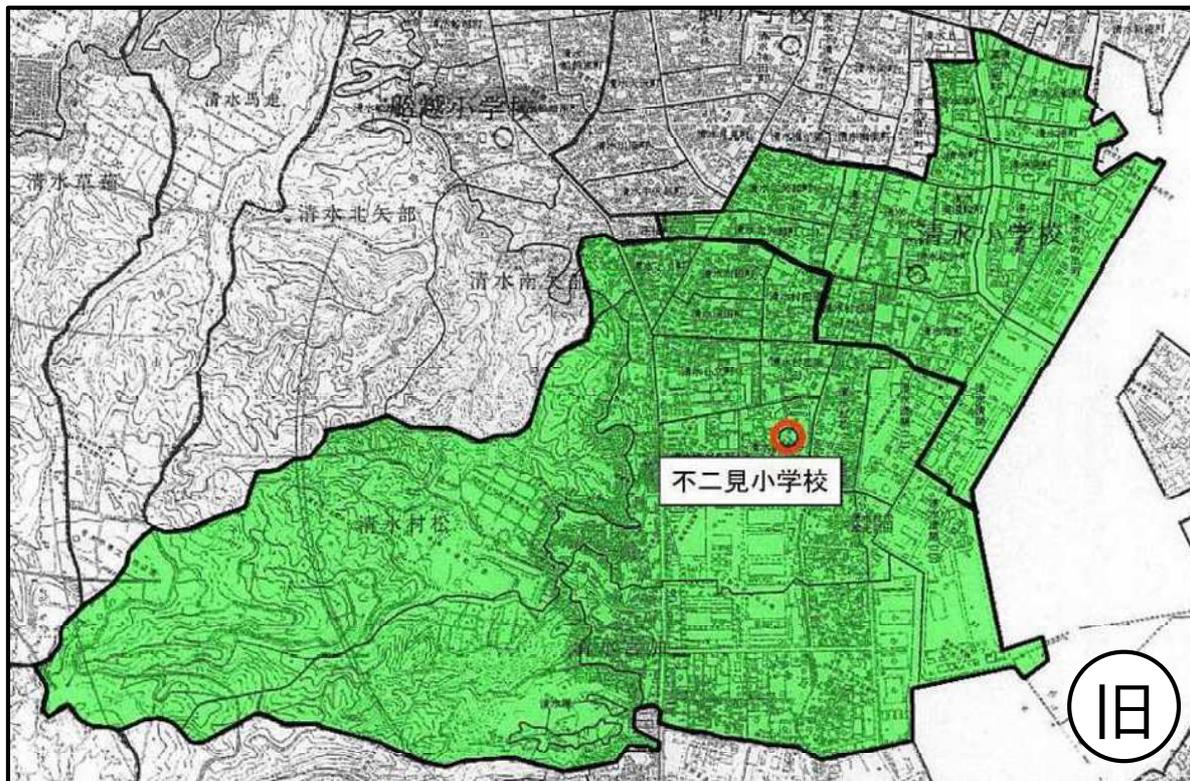
地図⑤

清水袖師小（自・情）の新設
（清水辻小（自・情）の通学区域から分かれる）



地図⑥

清水小（自・情）の新設
（清水不二見小（自・情）の通学区域から分かれる）



令和7年12月23日

静岡市教育委員会 様

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会

委員長 望月 俊昭



令和7年12月19日付け07静教教児第2348号による諮問について慎重に審議した結果、本審議会は下記のとおり答申する。

記

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立清水三保第一小学校に新設し、静岡市立清水三保第一小学校(知)及び静岡市立清水三保第二小学校(知)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第一小学校	静岡市立清水三保第一小学校
		静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立番町小学校に新設し、静岡市立番町小学校(自・情)及び静岡市立新通小学校(自・情)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校及び静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校	静岡市立番町小学校
		静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校

(2) 静岡市立安西小学校に新設し、静岡市立安西小学校（自・情）及び静岡市立井宮小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校及	静岡市立安西小学校	静岡市立安西小学校
	び静岡市立井宮小学校	静岡市立井宮小学校	静岡市立井宮小学校

(3) 静岡市立服織西小学校に新設し、静岡市立服織小学校（自・情）及び静岡市立服織西小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校、	静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校及
	静岡市立服織西小学校、静岡市立中薬科小学校、静岡市立南薬科小学校及び静岡市立大川小学校	静岡市立服織西小学校	び静岡市立南薬科小学校
			静岡市立服織西小学校、静岡市立中薬科小学校及び静岡市立大川小学校

(4) 静岡市立清水袖師小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校（自・情）及び静岡市立清水袖師小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校
		静岡市立清水袖師小学校	静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校

(5) 静岡市立清水小学校に新設し、静岡市立清水小学校（自・情）及び静岡市立清水不二見小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校及	静岡市立清水小学校	静岡市立清水小学校

見小学校	び静岡市立清水不二見 小学校	静岡市立清水不二見小 学校	静岡市立清水不二見小 学校
------	-------------------	------------------	------------------

3 学びの多様化学校の新設に伴う通学区域の設定について、次のように設定することが適当と認める。

(1) 静岡市立末広中学校に新設し、静岡市立末広中学校(多様化)の通学区域を設定する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
—	—	静岡市立末広中学校	市内全域の静岡市立中 学校

4 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

5 施行日 令和8年4月1日

通学区域の変更に係る日程について

【令和8年度 特別支援学級の新設等に伴う通学区域の変更】

No.	日 程	内 容	実施
1	令和7年12月19日 (教育委員会12月定例会)	静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会（以下「通学区域審議会」という。）への諮問を報告 (静岡市教育長→静岡市教育委員会)	済
2	令和7年12月19日	通学区域審議会へ諮問書を提出 (静岡市教育委員会→通学区域審議会)	済
3	令和7年12月23日	通学区域審議会にて審議	済
4	令和7年12月23日	静岡市教育委員会へ答申書を提出 (通学区域審議会→静岡市教育委員会)	済
5	令和8年1月20日 (教育委員会1月定例会)	通学区域の変更を決定	
6	令和8年1月	市立小・中学校へ通学区域の変更について通知 (児童生徒支援課→市立小・中学校)	
7	令和8年1～3月	新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の児童生徒の保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるようにする (児童生徒支援課)	
8	令和8年4月1日	静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱の改正 (児童生徒支援課)	

議案第26号

令和7年度2月補正予算案について

令和7年度補正予算（2月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和8年1月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

- 1 補正予算の概要 別紙「事業の概要」のとおり

事業概要

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 補正前予算額	内容等
教育局			
教育総務課 教職員課 学校教育課	人件費	△ 341,596 (33,536,262)	(事業内容) 現員現給に伴う減額 ・教育局所管分 △341,596千円 【特定財源】国庫支出金(1/3) △6,236
教職員課	過年度義務教育費国庫負担金 返還金 (10-1-2)	11,812 (21,670)	(事業内容) 令和6年度の義務教育費国庫負担金の交付額確定に伴う返還金
教育資産管理課	小学校中規模改修事業 (校舎等補修事業) (10-2-3)	34,930 (67,900)	(事業内容) 西豊田小学校の外壁改修工事を実施 ・対象施設 北校舎B棟 鉄筋コンクリート造4階建 改修面積1,791㎡ ・実施内容 外壁及び仕上げ材の剥落・落下防止対策 【特定財源】国庫補助金(1/3) 10,514 市債 24,100
教育資産管理課	小学校特別教室空調設備整備 事業 (校舎等改修事業) (10-2-3)	1,271,700 (144,200)	(事業内容) 市立小学校の特別教室に設置する空調設備の工事を実施 ・対象校数 小学校 49校 ・実施期間 令和7～8年度 2期工事 【特定財源】国庫補助金(1/3) 281,386 市債 990,300
教育資産管理課	小中学校校舎トイレリフレッシュ 事業 (校舎等改修事業) (10-2-3) (10-3-4)	1,447,581 (1,600)	市立小中学校のトイレ改修の設計及び工事を実施 ・対象校数 設計 小学校 16校 中学校 8校 工事 小学校 16校 中学校 7校 ・実施内容 トイレの洋式化、床のドライ化、内装改修、 段差解消、手すりの設置など 【特定財源】国庫補助金(1/3) 415,055 市債 1,032,200
児童生徒支援課	熱中症対策事業 (10-6-7)	11,595 (0)	(事業内容) 熱中症対策事業として、市立小学校に冷凍庫を設置 ・設置対象 市立小学校全校 ・活用方法 登校時に児童が使用したネッククーラーなどの 保冷グッズを再冷却し、日中の一番暑い 時間帯に下校する児童の熱中症対策を講 じる。 ・設置時期 令和8年7月までに設置完了予定
児童生徒支援課	要・準要保護児童扶助費(小学 校) (10-2-2)	1,827 (155,000)	(事業内容) 決算見込みに伴う事業費の増額
児童生徒支援課	特別支援教育就学奨励費助成 (小学校) (10-2-2)	707 (31,296)	(事業内容) 決算見込みに伴う事業費の増額 【特定財源】国庫補助金(1/2) 353
児童生徒支援課	特別支援教育就学奨励費助成 (中学校) (10-3-2)	2,970 (22,897)	(事業内容) 決算見込みに伴う事業費の増額 【特定財源】国庫補助金(1/2) 1,470

繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	校舎等改修事業費 (特別教室空調設備整備事業) (教育資産管理課)	千円 1,271,700
		校舎等改修事業費 (校舎トイレリフレッシュ事業) (教育資産管理課)	1,063,166
		校舎等補修費 (中規模改修事業) (教育資産管理課)	34,930
	3 中学校費	校舎等改修事業費 (校舎トイレリフレッシュ事業) (教育資産管理課)	384,415
		校舎改修事業費 (学びの多様な学校整備事業) (教育資産管理課)	14,083
	6 保健 体育費	児童・生徒の健康管理等経費 (熱中症対策事業) (児童生徒支援課)	11,595

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 教 室 等 費 改 修 事 業 (教育資産管理課)	令 和 8 年 度	18,300千円 令和7年度に小学校特別支援学級の開設等に 伴う施設改修契約を締結し、その金額を令和8年 度に支払う。
中 学 校 教 室 等 費 改 修 事 業 (教育資産管理課)	令 和 8 年 度	31,200千円 令和7年度に中学校特別支援学級の開設等に 伴う施設改修契約を締結し、その金額を令和8年 度に支払う。

(変更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
学 校 給 食 管 理 シ ス テ ム 機 器 設 置 費 (学校給食課)	変 更 前	自 令 和 8 年 度 至 令 和 12 年 度	7,380千円
	変 更 後	自 令 和 8 年 度 至 令 和 12 年 度	5,432千円

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 特 別 教 室 空 調 設 備 設 置 工 事 費 (教育資産管理課)	自 令 和 7 年 度 至 令 和 8 年 度	1,271,700千円

議案第27号

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和8年1月20日提出

静岡市長 難波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市職員定数条例中、教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数の改正を行うにあたり、意見聴取をしようとするものである。

議案第 号

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 議会の事務部局の職員 19人

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の事務部局の職員 4,118人

第2条第5号を次のように改める。

(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,373人

第2条第8号を次のように改める。

(8) 消防職員 1,058人

第2条第9号を次のように改める。

(9) 企業職員 323人

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市職員定数条例</p> <p>平成15年4月1日 条例第26号</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 <u>21人</u></p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>4,126人</u></p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>3,386人</u></p> <p>(6) ・ (7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,045人</u></p> <p>(9) 企業職員 <u>325人</u></p>	<p>○静岡市職員定数条例</p> <p>平成15年4月1日 条例第26号</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 <u>19人</u></p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>4,118人</u></p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>3,373人</u></p> <p>(6) ・ (7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,058人</u></p> <p>(9) 企業職員 <u>323人</u></p>

静岡市教育委員会職員定数の改正について

	R7 条例定数 ①	R8 職員増減員		R8 条例定数 (①+④)
		増員 ②	減員 ③	
職員	378	9 ・教育支援センター関係業務をこども未来局 こども若者応援課から移管 など	▲13 ・労務職員（事務員・調理員・用務員）の退職 等	374
教職員	2,996	—	▲3 ・児童生徒数の減少に伴う教職員数の減 等	2,993
併任者*1	12	—	▲6 ・市長部局に配置されている指導主事の減	6
計	3,386	9	▲22	3,373

*1 他局に配属されている指導主事は、任命権者である教育委員会の職員として計上